

第1章 大田区環境アクションプランの策定にあたって

<世界の動向>

- ①「パリ協定」平成27年12月採択、令和2年から実施段階へ
・世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2.0℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する
- ②「1.5℃特別報告書」平成30年10月/IPCC
・世界平均気温は約1.0℃上昇した。
・このままでは2030年までに1.5℃以上に到達する可能性がある。
- ③「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」令和元年6月
・2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す

<国の動向>

- ①「気候変動適応法」平成30年12月施行
- ②「食品ロスの削減の推進に関する法律」令和元年10月施行
- ③「2050年カーボンニュートラル社会の実現」を宣言 令和2年10月/政府
- ④新たな温室効果ガス排出量の削減目標の表明 令和3年4月/政府
・「2030年までに2013年度比46.0%削減」
- ⑤「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」の改正 令和3年6月
・「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として法律に明記

第2章 計画の基本事項

1 見直しの視点

(1) 新たな環境課題への対応



- ア 脱炭素社会への対応
- イ プラスチックの資源循環の促進
- ウ 食品ロスの削減
- エ ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえた事業展開

(2) SDGsの推進

- ・SDGsと本計画の関係性を整理
- ・「大田区環境版ローカルSDGs」の設定

(3) 気候変動への適応

- ・気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として、新たに「大田区気候変動適応方針」(第5章)を包含

2 計画期間

大田区環境基本計画(後期)と第2次大田区環境基本計画の間をつなぐ、令和4年度から令和6年度までの**3年間の緊急計画**



3 計画の位置づけ

- ・大田区環境基本条例に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画
- ・「大田区基本構想」「新おおた重点プログラム」の実現を環境面から支える。

<包含計画>

●地球温暖化対策法(第21条)に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」

基本目標B
気候変動緩和策の推進

●生物多様性基本法(第13条)に基づく「生物多様性地域戦略」

基本目標C
自然共生社会の構築

●気候変動適応法(第12条)に基づく「地域気候変動適応計画」

大田区気候変動適応方針(第5章)

第3章 将来の環境像と基本目標

1 大田区が目指す環境像

環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市(まち)

大田区環境ビジョン 2050



『「2050年に向けた3つのゼロ」を通じた持続可能な環境先進都市の実現』

- 1 温室効果ガス排出量実質 -ゼロ-
- 2 プラスチックごみ -ゼロ-
- 3 食品ロス実質 -ゼロ-

2 5つの基本目標

- ・基本目標Aを基本目標BからEまでを包括した分野横断的な目標として位置づけ

基本目標A: 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進(分野横断目標)

基本目標B: 気候変動緩和策の推進(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

基本目標C: 自然共生社会の構築(生物多様性地域戦略)

基本目標D: 快適で安全な暮らしの実現

基本目標E: 循環型社会の構築

第4章 基本目標実現のための取組

基本目標A 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進

☞ 「ともに行動する」ための仕組みの強化を図り、環境課題の同時解決を目指す

17 パートナーシップ 目標を達成しよう		大田区環境版ローカルSDGs	
		みんなの知恵と行動でより良い環境を未来につなごう。	
取組方針	施策		
A-1 環境にやさしいライフスタイルへの転換	(1)環境意識の醸成 (2)環境情報の発信 (3)次代を担う人材の育成		
A-2 区民等・事業者・行政の連携強化	(1)自治会・町会、団体等に向けた取組支援 (2)産業分野への取組支援 (3)主体間連携の推進		
A-3 活動意欲の創造	(1)活動意欲や企業価値の向上		

基本目標B 気候変動緩和策の推進(大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

☞ 区民・事業者・区が連携を強化し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む

温室効果ガス削減目標(見直し)		令和32年度(2050年度)までに脱炭素社会の実現	
		令和12年度(2030年度)までに平成25年度(2013年度)比で46%の削減	
13 気候変動に 貢献する		大田区環境版ローカルSDGs	
		一人ひとりが地球温暖化を“自分ごと”として捉え、解決のための行動を起こそう。	
取組方針	施策		
B-1 脱炭素ライフスタイルへの転換	(1)区民の行動変容の促進(区民運動「おたクールアクション」) (2)事業者の行動変容の促進(おたクールアクション推進連絡会) (3)3R+Renewableの推進 ※後掲		
B-2 脱炭素まちづくりの推進	(1)建築物の脱炭素化の促進 (2)移動手段の脱炭素化の促進 (3)再生可能エネルギーの導入拡大		
B-3 区役所による率先行動	(1)大田区役所エコオフィス推進プランの推進 (2)公共施設の脱炭素化の促進 (3)庁有車から排出される温室効果ガスの削減		

基本目標C 自然共生社会の構築(大田区生物多様性地域戦略)

☞ 区内の貴重な緑や水辺環境を保全し、生物の生息空間を守る

15 陸の豊かさを 守ろう		大田区環境版ローカルSDGs	
		大田区の貴重な自然と生きものを未来に残し、自然共生社会を目指そう。	
取組方針	施策		
C-1 まちを彩り心を潤す緑事業	(1)緑の普及啓発 (2)緑の育成・保護		
C-2 水と緑のネットワークの構築	(1)緑の基盤づくり (2)水の環境軸の形成		
C-3 生物多様性の保全・再生	(1)生物多様性の理解促進 (2)自然・生物調査 (3)特定外来生物の防除 (4)生き物の生育・生息空間づくり		

基本目標D 快適で安全な暮らしの実現

☞ 路上喫煙対策や美化活動、騒音、振動、悪臭などの課題に対して適正な対策を講じ、快適で安全な生活環境の確保に努める

11 持続可能な 都市を築こう		大田区環境版ローカルSDGs	
		安心して快適という魅力をそなえ、住み続けたいまちを目指そう。	
取組方針	施策		
D-1 美しい都市環境の創造	(1)歩きタバコ・路上喫煙対策 (2)地域美化活動の推進 (3)景観計画の推進		
D-2 環境保全対策	(1)騒音・振動調査 (2)大気環境の保全対策 (3)水環境の保全対策		

基本目標E 循環型社会の構築

☞ 資源の循環利用と廃棄物等の適正処理により、循環型社会の構築を図る

12 持続可能な 消費と生産		大田区環境版ローカルSDGs	
		区民1人1日あたりのごみの排出量を10年間で53(ごみ)g減量しよう。そのために、日頃からごみの減量やリサイクルの推進に向けて行動していきこう。	
取組方針	施策		
E-1 3R+Renewableの推進	(1)ごみ減量・3R推進のPRの充実 (2)リサイクル活動等の推進 (3)廃プラスチックに関する取組 (4)食品ロスの削減 (5)資源循環学習教室等の実施		
E-2 さらなるごみの適正処理推進	(1)有用金属の再資源化 (2)徹底した分別によるリサイクルの推進 (3)事業者に対する指導強化		

第5章 大田区気候変動適応方針

近年の猛暑や集中豪雨、大型台風の襲来など、既に顕在化している気候変動の影響を回避・軽減するために、3つの戦略をもって気候変動への適応を推進する。

基本戦略1 気候変動の影響に関する情報の収集

・科学的知見に基づく最新の情報の収集、分析を行い、適応策の強化に活用

基本戦略2 区民・事業者に対するリスクや将来予測に関する情報提供

・戦略1に基づき収集した情報を発信することで、区民や事業者のリスクを回避、軽減する行動を促進
・緩和策の一層の推進に向けた機運醸成を図る

基本戦略3 区のあらゆる計画や施策等に適応の視点を盛り込む

・区の事業計画や施策に適応の視点を盛り込み、効果的・効率的な施策展開を推進